

別表第1(第3条関係)

彦根市保育所および認定こども園給食調理委託業務候補者審査基準

1 はじめに

彦根市保育所および認定こども園の給食調理業務を委託する事業者は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校または中学校のいずれかの給食調理業務の受託実績が複数箇所以上あり、調理技術、安全衛生管理等の教育を積極的に行っており、かつ、保育所および認定こども園の給食の意義および目的を理解し、社員教育を積極的に行っている意欲的な事業者とする。

また、経営状態等が安定しており、社員教育が徹底された調理員を安定的に雇用するなど、給食を安定供給できる事業者とする。

2 事業者の審査基準

(1) 保育所および認定こども園の給食に対する基本的な考え方に対する提案

- ① 保育所および認定こども園の給食が、健康な生活の基本としての「食を営む力」の基礎を培う重要な場であることを踏まえ、安全で安心な給食を提供するための考え方および業務の運営方針は妥当であるか。
- ② 園児の発達段階や健康状態に応じた乳幼児食、離乳食、アレルギー除去食等を用意するなど、安全、衛生面および栄養面での質の確保の考え方は妥当であるか。
- ③ 保育所および認定こども園の給食の運営に対して、協力的な体制(園行事・会議への参加等)であるか。

(2) 業務遂行に係る運営体制および管理体制に関する提案

- ① 業務遂行に係る運営体制について、業務責任者・調理員等への連絡指示系統などの体制は整っているか。
- ② 業務遂行に係る管理体制について、総括責任者等が定期的に現場を巡回するなどの体制は整っているか。

(3) バックアップ(代替要員等)体制に関する提案

バックアップ(代替要員等)体制について、緊急時に代替要員等を確保することができる体制が確立されているか。

(4) 事故(食中毒や異物混入等)防止等の取組・チェック体制と事故発生時の緊急対応体制に関する提案

- ① 事故(食中毒や異物混入等)防止・危険予知に係る取組およびそのチェック体制について、具体的に示されているか。
- ② 事故発生時の対応(マニュアル等)について、内容が優れているか。
- ③ 業務履行が不可能になった場合の対応について、保育所および認定こども園の給食を提

供する条件を満たした上で継続的に履行できる保証がされているか。

- ④ 事故発生時の損害賠償について、損害賠償の保険に加入し、事故発生時にその責任を十分に負うことができるか。

(5) 衛生管理に万全を期するための体制に関する提案

- ① 衛生管理に係る対応(マニュアル等)について、確実にマニュアルに基づき調理業務が行われ、かつ、内容は十分か。
- ② 衛生検査について、自主的な衛生検査が十分に実施されているか。
- ③ 衛生管理に係る従事者への教育について、確実に行われ、かつ、内容は十分か。
- ④ 従事者の健康管理(定期的な健康診断、検便等)について、確実に行われ、かつ、内容は十分か。

(6) 従事者の配置計画に関する提案

有資格者の配置の考え方は妥当で、かつ、人員数および配置は、保育所または認定こども園の給食業務を受託するに当たって、十分な配置となっているか。

(7) 従事者の採用方針、育成方針、研修の実施に関する提案

- ① 従事者の採用方針について、安定した給食の提供と、安全・衛生面や栄養面で良質な給食を提供するために、継続雇用等を行うなどの具体的な採用方針が示されているか。
- ② 従事者の育成方針および研修の実施について、調理技術研修、衛生管理研修、アレルギー対応研修、危機管理対応研修、人権研修などが計画に盛り込まれているか。

(8) 園(児童・保育士)および市(幼児課)とのコミュニケーション管理に関する提案

園(児童・保育士)および市(幼児課)とのコミュニケーションについて、十分に考えられているか。

(9) 給食業務受託実績

給食業務受託実績について、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校または中学校のいずれかの給食調理業務の受託実績が複数箇所以上あり、かつ、その実績は良好であるか。

(10) 決算資料(申請日の属する年度の前2事業年度分の貸借対照表・損益計算書、定款等の写し)

決算資料について、経営状態は、正常かつ良好であるか。

(11) 見積り金額

見積り金額は、妥当であるか。

3 評価基準および評価点数ならびに判定

審査項目に係る評価基準および評価点数は次のとおりとし、別表第2のとおり審査項目ごとに判定し、事業者ごとに集計する。

評価基準	評価点数
大いに評価できる	5
評価できる	4
普通	3
あまり評価できない	2
評価できない	1

4 委託候補者の決定

- (1) 審査員は審査の上、審査項目ごとに評価点数を付し、合計点を算出する。
- (2) 各審査員の評価点数の合計点を合計（以下「合計点数」という。）し、合計点数が最も高く、かつ、満点(525点)と合計点の割合が60%以上である事業者を最優秀委託候補者とする。なお、合計点数が同点の場合は、採点1位とした審査員数が多い事業者を最優秀委託候補者とする。採点1位とした審査員数が同数の場合は、協議の上、審査員長が決定する。
- (3) 審査会で選定した委託候補者が、契約を辞退したり、その他の理由により契約できない場合は、次点の事業者を委託候補者とする。